

【Q9】 売買契約の対象製品が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証するよう売主に求めたところ、保証はするが to the best of our knowledge と文頭に入れるよう要求されました。これはどのような意味でしょうか。

【A9】 ご質問の保証は, warranty 条項の中に含まれることが多いものです。物の買主としては, とくにそれを再販売(resale)する場合には第三者から知的財産権侵害で訴えられることを警戒します。損害賠償だけでなく差し止めまで請求されることになれば販売者も大きなダメージを受けかねないからです。

そこで, 買主はいくつかの項目につき warranty を求めます。項目は, 買主側で考え要求するのでないと, 売主は定型的な項目しか, 保証してくれません。ただ, 英米法には implied warranty 「黙示的保証(担保)」の原則があつて, 契約書に何も書かなくても一定の事項について売主は保証したことにされてしまいます。

対象になる項目には, title 「所有権」, fitness for purpose 「目的への適合性」, および merchantability 「商品性」が含まれますが, 第三者の知的財産権の侵害(infringement of intellectual property right)は対象に含まれません。第三者の知的財産権を侵害していないと保証してもらいたければ明示的に(expressly)に契約書中に書かせる必要があります。

一方, warranty をする売主の側からしますと, 何をどこまで保証できるかをよく検討しておかないといけません。warranty の対象になるのは, ほとんどが事実関係の事項です。たとえば, 民事訴訟は一切かかえていませんと “no litigation” の表題の下に warranty し, あとである訴訟で訴えられていたことが判明したときは warranty 違反すなわち, 債務不履行(default)になってしまいます。その訴訟が契約の履行に直接影響を与えるものであれば, 損害賠償責任も生じかねません。

したがって, warranty する側の当事者は, 事実を断定的に言い切るのではなく, 「最善知るところでは」といった制約文言を入れたがります。これにあたる英語の表現が to the best of one's knowledge です。ご質問のケースであれば, To the best of our knowledge, the Products do not infringe intellectual property right of any third party. 「当社の最善知る限り, 本件製品はいかなる第三者の知的所有権も侵害していません。」のようになるでしょう。

こうした制約文言を入れることによって實際上どの程度の違いが生じるのでしょうか。まず, best の語がもつあいまいさに着目することです。たとえば, best efforts 「最善努力」を尽くしましたといわれても, どの程度で best といえるのかは人によって異なります。A さんにとっての best は, B さんにとっての best の半分以下といったこともありうるのです。

知的財産権には登録や公開されるものばかりではなく, ノウハウ(know-how)のように秘密を保持されているものがあります。また, 特許(patent)は公開されますが, 最近のようにビジネスモデル特許(英語では business method patent ということが多い)が次々と認められ

るようになると、どこでだれのどのような知的財産権を侵害していないとも限りません。まして外国のこととなると、その国の専門家を使っての徹底的な調査後でなければ侵害がないことの保証を安易にすることはできません。

保証をする側としては、to the best of one's knowledge と入れておけばひとまず安心ということになります。ただ、それでも best の文字が入っている以上、たとえば特許権について何らの調査もせずに、あとで「こんな権利者がいたとは知らなかった」ではすまないでしょう。それだけに、契約の対象になる地域(territory)の限定などは明確にしておかないと、関連国・地域のすべてにおいて調査が必要になりかねません。

(弁護士 長谷川俊明)